

中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定事務取扱要領

1 認定基準

中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による経済産業大臣の指定を受けた地域^(*)において1年間以上継続して事業を行っており、同大臣の指定を受けた災害等^(*)の発生に起因して、当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高または販売数量（建設業にあっては、完成工事高または受注残高。以下「売上高等」という。）が前年等^(**)同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年等^(**)同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

2 申請必要書類

- (1) 申請書2部（様式第4-②）※押印不要
- (2) 売上高等確認書 ※押印不要
- (3) 下記の添付書類

法人の場合	<ol style="list-style-type: none">① <u>売上高等が確認できる資料</u> （試算表、売上台帳、法人事業概況説明書の月別内訳など）② 決算報告書の写し（直近1期分）③ 現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書 （3か月以内のもので、コピー可）④ 委任状（金融機関の代理申請の場合）
個人の場合	<ol style="list-style-type: none">① <u>売上高等が確認できる資料</u> （試算表、売上台帳、青色申告決算書の月別内訳など）② 確定申告書の写し（直近1期分）③ 委任状（金融機関の代理申請の場合）

※ 下線の「売上高等が確認できる資料」については、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、当面の間、原則不要としています。

3 留意事項

- ・認定申請は、指定期間内^(*)に限ります。
- ・本市への申請は、会社の本店登記または事業実態のある事業所が函館市内にあることが必要です。
- ・申請書および売上高等確認書に記載する減少率は、少数点第2位以下を切り捨てて記載してください。（例：23.456…%の場合は23.4%と記載）
- ・新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号について、令和5年10月1日以降に対する認定申請分から、その資金用途が借換に限定されます。（新規融資資金のみでの利用は令和5年9月30日で終了）。なお、借換資金に追加融資資金を加えることは可。

(*) 1 …「指定地域」「災害等」「指定期間」は、経済産業省告示によるものとします。

(*) 2 …新型コロナウイルス感染症に起因する場合は、原則として新型コロナウイルスの影響が発生し始めた令和2年2月より前の「平成31年2月～令和2年1月」の12か月間。令和2年2月より後に新型コロナウイルス感染症の影響を受けた場合は、影響を受けた直前とします。